

# 行政視察等報告書

令和 7 年 3 月 27 日

境港市議会  
議長 永井 章 様

議会改革推進特別委員会  
委員長 柊 康弘

下記のとおり行政視察（調査・研修）を行ったので、その結果を報告します。

## 記

|                      |                                                  |
|----------------------|--------------------------------------------------|
| 1 視察等期間              | 令和7年3月24日（月）                                     |
| 2 視 察 等 先<br>及 び 内 容 | 鳥取市議会                                            |
| 3 視察等議員              | 柊 康弘、田口 俊介、森岡 俊夫、松本 晶彦、吉井 巧                      |
| 4 総 経 費              | 合計 1,240円（一人当たり248円）<br>※一人当たり経費に端数が出る場合は円未満切り捨て |
| 5 所 見 等              | 別紙のとおり                                           |

視察先対応者：

【鳥取市議会】

鳥取市議会事務局 局長補佐 毛利 元

内 容：議員の長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する条例の制定について

- ・ 検討組織設置について
- ・ 議員報酬の対象となる範囲について
- ・ 減額、支給停止、不支給とする欠席の範囲について
- ・ 長期欠席の定義と議員報酬の減額の割合について
- ・ 議員報酬の減額、停止の対象となる議会活動の範囲について
- ・ 市民政策コメント実施について

所 感：

議会改革推進特別委員会では、市議会議員が長期欠席や逮捕・勾留等を理由として、議員活動ができない場合に、議員報酬を減額するための規定、所謂「議員の長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する条例」を制定する方向で、令和6年12月から本格的に議論を開始しました。

その中で、既存の議員報酬や期末手当を定めた「境港市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」を改正するか、それとも特例条例を制定するかなどの疑義が生じたことから、同年12月に「議員の長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する条例」を制定された鳥取市議会へ行政視察をし、条例の検討・制定を行った経緯を含めた上記の内容について説明を受けました。

鳥取市議会では、同様の取り組みをしている他の40議会の条例内容を分析し、鳥取市議会の考え方に近い東広島市議会の条例を主たる参考とし、取り組みから14か月間で11回の検討会を開催され、議論を重ねておられました。

そして、例えば特例条例を制定という形で規定を設けた理由についても、「制定の目的が明確になり、市民にも条文がわかりやすいものになる」という市民の視点を意識した議論をされていたことが、わかりました。

境港市議会では、次回改選後の議員報酬の増額に伴い、「議員の長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する条例」の制定は急務であり、上記内容に記載の点について、令和7年度12月議会での制定を目指す当議会にとって、大変参考となる視察でした。

(以上)